## 県内会員施設等においてクラスター等(集団感染あるいは集団感染の恐れがある場合)が 発生し人員派遣が必要となった場合の派遣基準について

- 1. クラスターの発生により、**富山県**から**富山県老人福祉施設協議会**に対し職員派遣要請を受けた場合、 会員施設へ派遣職員の募集を実施する。【集団感染施設のブロック(地区)を基本に募集】
- 2. 派遣職員の安心と安全を最優先する立場から、クラスター発生施設の受入れ体制について、原則として以下の状況を確認する。
  - ① まず、医師と看護師で構成する感染症対策チーム、医療支援チーム(災害派遣医療チーム(DMAT等))(以下、「チーム」という。)が派遣されており、すでに施設内において『感染者や濃厚接触者の特定』や『ゾーニングとしてレッドゾーンやグリーンゾーン等の区分け』が実施されている状況。

但し、原則として、感染者は入院が優先される。

- ② 派遣職員はチームの指示に基づき安全を確保したうえで応援活動を実施する。
- ③ 派遣職員への処遇について
  - 保険への加入
  - 派遣手当の支給
  - 防護具等 使用方法の事前指導
  - 近隣の宿泊施設の事前手配【派遣期間中・任務終了後待機期間を含む】
  - ・ PCR検査の確実な実施 【一人でも発生した施設の利用者・職員全員の実施】
- 3. 派遣要請にあたっては、下記の条件を目安とする。但し、当事者間が協議の上、条件を変更することを妨げないものとする。
  - ① 従事場所 ・・・ クラスター発生による派遣要請施設
  - ② 従事期間 ・・・ 必要期間(原則 14 日間以内)
  - ③ 派遣職員の職種 ・・・ 介護職員 (介護福祉士)、看護師等
  - ④ 派遣職員の人数・・・ 必要数⑤ 従事形態・・・ 在籍派遣
  - ⑥ 保険 ・・・ 派遣職員対象に傷害保険加入 [感染治療費等]

契約者:富山県

⑦ 宿泊 ・・・ 宿泊施設手配:受入れ法人、各市町村等

費用:受入れ法人

期間:派遣中及び健康観察期間中(14日間程度)

- ⑧ 勤務シフト・・・ 日勤 夜勤 早勤 遅勤 (受入れ施設の各時間帯)
- ⑨ 防護具 ・・・ 防護服等を支給(提供先:受入れ法人、富山県等)
- ⑩ 感染防止対策 ・・・ チームによる感染防止対策指導(防護具着脱指導含む)
- ① 健康観察期間 ・・・ 派遣業務終了後 14 日間程度(終了後希望者に対し PCR 検査実施)

検査費用:富山市保健所又は各厚生センターにおいて無料で実施

② その他費用等・・・・ 手当(所定内給与の時間給等・特殊勤務手当など)、宿泊費、通勤費、

食事代 費用負担:受入れ法人

必要経費: 業務開始日に必要経費として所定の活動費を支給

駐車場: 宿泊施設及び受入れ施設の駐車場を確保

自家用車: 燃料代(メーター換算支給) 公共交通機関: 赴任(本人立て替え後清算)

離任(利用不可)

送迎: 自家用車をお持ちでない場合は、タクシー等により宿泊施設と

受入れ施設間の送迎

服装: 活動しやすい服装を各自で用意

食事: 受入れ法人で用意(健康観察期間含む)